

「緊急雇用対策」(平成21年10月)に基づき「ワンストップ・サービス・デイ」や「年末年始の生活総合相談」を実施し、一定の目的は達成したが、離職等による貧困・困窮の状態にある人々の雇用や居住、生活を支える「セーフティネット」の脆弱さが浮き彫りになった。

## 課題

### 制度・窓口の「縦割り」支援の限界

#### 〈ワンストップ・サービス等の取組の限界〉

○ 「ワンストップ・サービス・デイ」は、場所や職員確保の問題から恒常的実施は困難。年末年始の生活総合相談も、期間中に利用者の課題把握、活用可能な支援を相談し、年明け以降の具体的な支援に結びつけるには至らず。

#### 〈利用者ニーズへの対応の必要性〉

○ 一方で、社会的に排除された期間が長期にわたった場合には、様々な生活上のリスクが重なり、自身の抱える問題を認識することも困難に。自立に結びつけていくには、利用者一人ひとりのニーズや状態を個別に把握しつつ、その生活上のリスク全体を受け止め、丁寧な相談・カウンセリングなどにより継続的に関わることが不可欠。

### 支援自治体への要支援者集中への懸念

#### 〈一部自治体への「流入」〉

○ 年末年始の生活総合相談では、実施自治体へ広範囲からの利用者の流入がみられた。

#### 〈仕事を求めて転々とする人への支援・保護が課題〉

○ 一定の居所を定めず、仕事を求めて各地を転々とせざるを得ない人が増える中で、貧困・困窮者支援に積極的に取り組もうとする地方自治体の中には、要支援者が集中することを懸念する声があった。一方、本来、実施責任を果たすべきケースにおいて適切な支援が行われなければ、結果として貧困・困窮者の「社会的排除」が進むとの指摘もある。

### 住居喪失者への支援の脆弱さ

#### 〈「住居喪失」によって遠く「自立」〉

○ 一旦住居を失うと、自立生活に必要な収入を得るための就労が難しくなるだけでなく、各種の住民サービスの対象から排除され、支援が受けられなくなることにつながり、自立から遠ざかるおそれ強い。

#### 〈「居住の権利」を支えるセーフティネットの課題〉

○ 年末年始の生活総合相談を利用した人に対して、「第二セーフティネット」として整備されてきた施策は、支援要件や支援に要する期間等の点で十分に対応し切れていない。特に「居住の権利」を支え、就労・自立を促進するための「居住セーフティネット」の整備が課題。

## 対応の方向性

— 雇用・居住・生活支援サービスが「個別的」「継続的」「制度横断的」に提供される『セーフティ・ネットワーク』の実現

### 「パーソナル・サポート(個別支援)」の導入

○ 「緊急対応」でなく「通年対応」の取組として、利用者に対して「パーソナル・サポーター」が個別的かつ継続的に相談・カウンセリングを行い、問題を把握し、必要なサービスのコーディネートや開拓、自立に向けてのフォローアップを行う「パーソナル・サポート(個別支援)・サービス」の導入が必要(「人によるワンストップ・サービス」の実施)

### 居住セーフティネットの確立

○ 一定の居所を定めず、仕事を求めて各地を転々とせざるを得ない人々に対する支援や保護について、自治体が、要支援者の集中に対する懸念を持つことなく、適切に実施責任を果たすことができるようにするための対応を講ずることが必要。

○ 離職などによる貧困・困窮者の「居住の権利」を支え、自立生活・就労を促進するための住まい対策を検証・検討した上で、「居住セーフティネット」を確立することが必要。